

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 介護保険法による指定市町村事務受託法人の変更……………
- …(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…
- 水防法による洪水予報を行う河川の指定……………
- …(建設局河川部指導調整課)…

### 告示

●東京都告示第百三十二号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類  
指定年月日  
指定に係る道路の位置  
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和五年二月二日

小金井市中町四丁目千四百四十一番一の一部

延長 一六・一六

幅員 四・〇〇

#### ●東京都告示第百三十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二及び介護保険法施行令(平成十年政令第百四十二号)第十一条の二の規定により指定した指定市町村事務受託法人から、同令第十一条の三第一項の規定により変更の届出があったので、同令第十一条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社	事務所	NDC東京	東京東部認	令和四年十
日本ビジ	の名称	東部認定調	定調査セン	二月一日
ネスデー	タープロ	査センター	ター	
セシング	センター			

#### ●東京都告示第百三十四号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

令和五年二月十六日

河川名	指定区間	東京都知事
一 河川名	一級河川荒川水系石神井川	小 池 百合子
二 指定区間	左岸 小平市花小金井南町三丁目千二十八番地先から隅田川への合流点まで 右岸 小平市花小金井南町三丁目千二十七番地先から隅田川への合流点まで	

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

